

犯罪のない社会は

一人ひとりのやさしい心から

最近、私たちの身近な社会で犯罪が増えています。犯罪のない安心して暮らせる社会を築いていくためには、犯罪を取り締まったたり、処罰したりするだけではなく、一度罪を犯してしまった人たちが二度と過ちを犯さないよう更生を支援すること、また、犯罪が起こらない社会にしていくことが重要です。そのために一人ひとりができることを考えてみませんか。

■取り締まるだけでは 犯罪はなくならない

犯罪をなくすためには、犯罪の取り締まりを強化すればいい、罪を犯した人の処罰をもっと厳しくすればいい……。そう考える人は多いかもしれませんが、しかし、それだけでは、犯罪をなくすことはできません。

まずは、犯罪が起こる前に、犯罪自体を生まないような地域づくり、人づくりをしていくことが、犯罪のない社会を築いていくためにも必要です。

そのために重要なのが、地域の一人ひとりが、子どもたちの健全な成長を支援し、見守るといふことです。

それと同じように、非行や罪を犯した人たちが、罪を償い、地域

社会に戻ってきたときにも、その人たちが二度と過ちを犯さないよう、立ち直りを支援し、温かく見守っていくことが重要です。

■更生に必要なのは 温かく見守る周囲の目

犯罪や非行をした人たちは、罪を償った後、「保護観察」を受けながら通常の社会生活に戻ります。

保護観察を行う「保護観察所」では、犯罪や非行をした人たちが健全な社会の一員として復帰できるよう、生活の目標を定め、それを守るよう指導したり、就職を援助したりするなど、更生を支援しています。

保護観察を受けている人たちは、過去の過ちを反省し、地域社会のなかで立ち直ろうとしています。その人たちが立ち直るために

は、偏見の目で見たり、排除したりするのはなく、温かい目で、その立ち直りを見守ることが必要なのです。

■社会を明るくする運動

犯罪のない社会を目指して、毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国で実施されています。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。この運動は昭和26年に始まり、今年で60回を迎えます。この機会に、犯罪のない明るい社会を築くためになにができるか、皆さんも考えてみませんか。

第60回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

— ふれあいと 対話が築く

明るい社会 —



副村長と村内への広報活動に出発する保護司および更生保護女性会役員の皆さん